

# 厚木市見本市等出展事業補助金補助対象経費について

## 1 出展料（小間料）

見本市の主催者から請求される自社で借り上げたブース料又は出展料

## 2 会場設営費

自社の展示ブースを装飾するための設備・備品の購入費用（リース費用も含む。）

### (1) カーペット、クロス

### (2) 備品・設備（リース）

机、台、イス、マネキン、テレビ、ビデオ、DVD、マイク、スピーカー等

※自社で購入し、申請した見本市以外でも使用可能となるような備品・設備については、会場設営費には含みません。

### (3) 電気設備・工事代

コンセント、ライト等

### (4) 電気料、電話料

### (5) 看板・パネル

### (6) その他

レンタル植木代（補助対象）

見本市用ブルゾン（補助金対象外）

## 3 運搬費

第三者に費用を払い会場まで自社の資料又は設備等を運搬するための費用

自社で運搬した場合の費用（高速代、ガソリン代、電車賃等の交通費）は含まれません。

ただし、トラックなどを他社からレンタルして物品を運搬する場合のトラック等のレンタル料は必要経費に含まれます。

## 4 資料作成費

見本市において、自社製品をアピールするための図書等の資料作成費

### (1) パンフレット、チラシ

自社で印刷した場合の費用（インク代、紙代等）は、見本市出展のための資料作成費としての確認が取れないため、補助対象経費に含まれません。

### (2) パネル、ポスター

### (3) プロモーションビデオ作成費（DVDコピー代等も含む。）

### (4) 名刺代

配付資料の一つであっても、通常業務での利用が可能のため補助対象経費に含まれません。ただし、見本市の案内が名刺に印刷されているものであれば可能です。

### (5) 加工見本のための原材料費

## 5 その他

(1) 振込手数料及び代引手数料（送料部分は除く）等代金支払いのための手数料については、補助対象外です。

(2) 消費税及び地方消費税については、令和4年度から補助対象外となりますのでご注意ください。